

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類

- ・許可申請は所定の様式に必要な書類等を添付したものを正本1部、副本1部の計2部提出すること。
- ・官公庁が発行する書類は取得から3カ月以内のものを提出すること。

### 申請書・各種確認書類等

◎：必須書類    ○：工事内容に応じて必要となる書類

繰り順	書類の内容	根拠規定	内容	備考	書類の 要否
1	許可申請書	省令第7条第1項	<input type="checkbox"/> 許可申請書（様式第二）		◎
2	申請者確認書類	省令第7条第1項第7号、第8号	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類  申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとすること	◎
3	権利者全ての同意を得たことを証する書類	省令第7条第1項第10号、市細則第3条第1項、同条第2項第10号	<input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地登記全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地使用承諾書及び印鑑登録証明書		◎
4	工事主の資力・信用確認書類	省令第7条第1項第9号・第12号、市細則第3条第2項第4号・5号・6号	<input type="checkbox"/> 資金計画書（様式第三） <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 所得税に関する納税証明書（法人の場合は前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書） <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 誓約書		◎
5	施行者の能力を証する書類	省令第7条第1項第12号、市細則第3条第2項第7号・8号・9号	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書） <input type="checkbox"/> 建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 当該工事に係る契約書の写し		◎
6	設計者の資格を証する書類	省令第7条第1項第5号、市細則第3条第2項第11号	<input type="checkbox"/> 資格申告書 <input type="checkbox"/> その他資格申告書の内容を証する書類（卒業証明書、実務経験証明書、資格証明書等）	本申告書は高さが5mを超える擁壁の設置、または盛土または切土する土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置をする場合に提出（政令21条）。	○
7	住民への周知を行ったことを証する書類	省令第7条第1項第11号	<input type="checkbox"/> 周知措置報告書 <input type="checkbox"/> その他周知に関する関係資料（説明会資料、議事録、配布した書面、看板写真等）	指定された周知範囲に住民がない場合、その旨記した書面及び周知範囲を示した図面を提出すること。	◎
8	現況写真	省令第7条第1項第6号	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		◎

図面等

綴じ順	書類の内容	根拠規定	明示すべき事項	備考	書類の要否
9	位置図	省令第7条第1項第1号	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000以上	◎
10	地形図	省令第7条第1項第1号	・方位 ・土地の境界線	・1/2,500以上 ・等高線は、2mの標高差を示すものとする	◎
11	土地の平面図 (造成計画平面図)	省令第7条第1項第1号	・方位 ・土地の境界線 ・申請区域線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・予定建築物がある場合はその建築物 ・その他設置する構造物	・1/2,500以上 ・断面図を作成した箇所には断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること	◎
12	土地の断面図 (造成計画断面図)	省令第7条第1項第1号	・盛土又は切土をする前後の地盤面 ・申請区域線 ・擁壁 ・その他設置する構造物	・1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所について作成すること。	◎
13	求積図	市細則第3条第2項第1号	・施行区域全体 ・盛土又は切土をする土地の部分		◎
14	排水施設の平面図 (排水施設計画平面図)	省令第7条第1項第1号	・方位 ・申請区域線 ・各排水施設の位置、種類、材料、形状、内面 ・法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称 ・予定建築物がある場合はその建築物	・1/500以上 ・排水施設を設置する場合に必要な図	○
15	排水施設の縦断面図及び構造図	市細則第3条第2項第3号	・各配水系統ごとの縦断 ・マンホールの位置 ・勾配、計画高、土被り高	・縦断面図：1/500以上 ・構造図：1/50以上	○
16	崖の断面図	省令第7条第1項第1号	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	・1/50以上 ・崖が生じる場合に必要となる図面 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	○
17	擁壁の断面図 (擁壁構造図)	省令第7条第1項第1号	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	・1/50以上 ・擁壁を設置する場合に必要な図面	○
18	擁壁の背面図 (擁壁展開図)	省令第7条第1項第1号	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	・1/50以上 ・擁壁を設置する場合に必要な図面	○

19	崖面崩壊防止施設の断面図（崖面崩壊防止施設の構造図）	省令第7条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>基礎地盤の土質</li> <li>透水層の位置及び寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/50 以上</li> <li>崖面崩壊防止施設を設置する場合に必要な図面</li> </ul>	○
20	崖面崩壊防止施設の背面図（崖面崩壊防止施設の展開図）	省令第7条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>透水層の位置及び寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/50 以上</li> <li>崖面崩壊防止施設を設置する場合に必要な図面</li> <li>水抜穴及び浸水槽に係る事項について必要に応じて記載</li> </ul>	○
21	各種構造図			<ul style="list-style-type: none"> <li>1/50以上</li> </ul>	○

その他計算書等

綴じ順	書類の内容	根拠規定	内容	備考	書類の要否
22	安定計算書	省令第7条第1項第3号・4号	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく盛土等の安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合に必要となる書類</li> <li>崖面を擁壁で覆わない場合に必要となる書類</li> </ul>	○
23	構造計算書	省令第7条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に必要な書類</li> </ul>	○
24	排水能力を確認する書面	省令第7条第1項第12号	<input type="checkbox"/> 排水施設に係る流量計算書 <input type="checkbox"/> 排水末端の接続許可を証する書類	排水施設を設置する場合に必要な書類	○